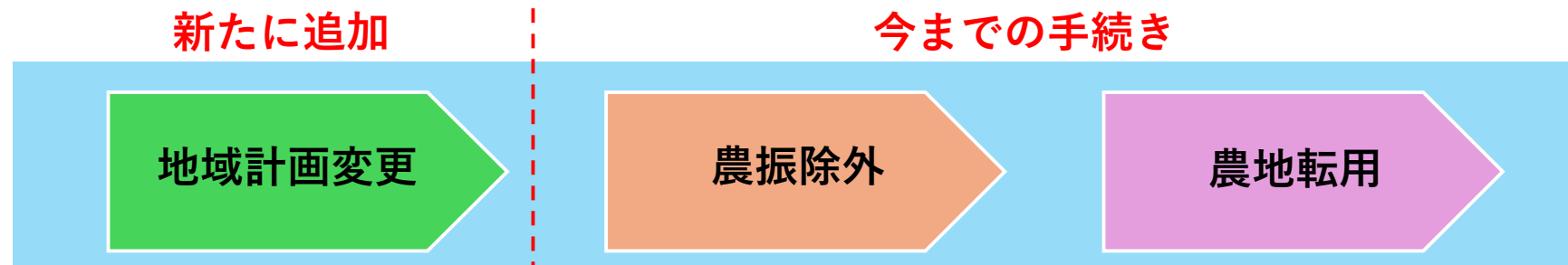


令和7年4月1日以降の農振除外・農地転用の手続きについて

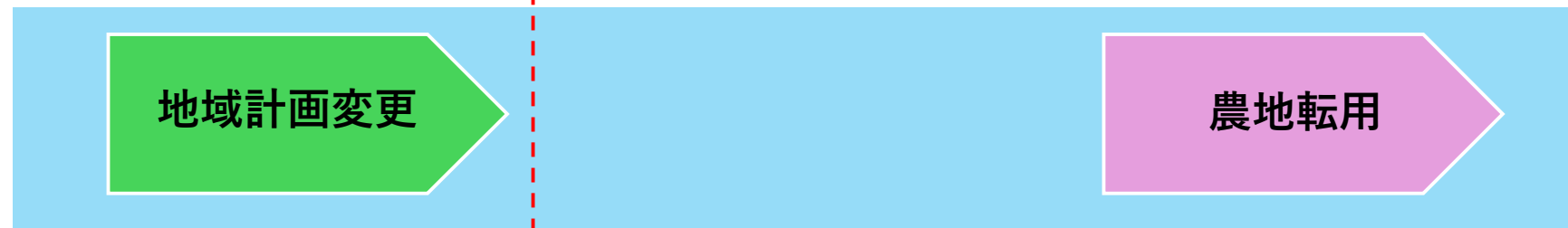
農振除外及び農地転用許可申請するためには、原則として**事前に地域計画を変更し、対象農地を地域計画区域から除外**することが必要になりました。（一時転用を除く）

※あらかじめ、対象農地が地域計画内の農地であるか確認をお願いします。

【農振農用地の場合】



【農振農用地以外の場合】



手続きの相談・提出先

地域計画の変更、農振農用地の除外について
農地転用について

桑折町産業振興課
桑折町農業委員会

電話 024-582-2126
電話 024-582-2126